

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
8月29日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
解除予定保安林(秋市)(森林整備課)……………四
公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………四
大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課)……………四
職業訓練指導員試験の実施(労働政策課)……………五



山口県告示第四百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年八月二十九日から同年九月十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年八月二十九日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 二井 関成

種類	項目		構造		造		使用の方法		
	変更後	変更前	能力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当たりの 使用時間	季節的 変動の 概要
六一八	変更後 " (t/月)	変更前 " (t/月)	"	平成二八、二五	平成一〇、一八	平成一〇、一八	"	"	"
六五	変更後 " (t/月)	変更前 " (t/月)	"	平成二八、二五	平成一〇、一八	平成一〇、一八	"	"	"
六六	変更後 一五、〇〇〇 (t/月)	変更前 八、八〇〇 (t/月)	"	平成二八、二五	平成一〇、一八	平成一〇、一八	"	"	"
七四	変更後 " (m ² /日)	変更前 " (m ² /日)	"	平成二八、二五	平成一〇、一八	平成一〇、一八	"	"	"
"	変更後 " (m ² /日)	変更前 五〇、〇〇〇 (m ² /日)	"	平成二八、二五	平成一〇、一八	平成一〇、一八	"	"	"

氏名又は名称 東洋鋼鉄株式会社
住所 東京都千代田区四番町二番地二二
工場又は事業場の名称及び所在地 東洋鋼鉄株式会社下松工場
名称 東洋鋼鉄株式会社下松工場
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設、同表第六十六号の電気めつき施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
変更しようとする事項の内容
特定施設の構造、特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大					
処理前	変更前	七	八、六	二〇六	三二一	一三〇	二〇〇	三七	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	二八、七〇〇	三三三、五五〇
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)						

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
六 一 八	変更後	九	一八〇	二二〇	二五	五〇	検出せず	検出せず	検出せず	〇
		変更前	九	一八〇	二二〇	二五	五〇	検出せず	検出せず	〇
六 五	変更後	九	二	六	五	一〇	〃	〃	〃	一、四六〇
		変更前	九	二	六	五	一〇	〃	〃	〃
六 六	変更後	五・一	四	九	一八	二七	〃	〃	〃	一、五〇〇
		変更前	五・一	四	九	一八	二七	〃	〃	〃
七 四	変更後	七・五	三	一九	一〇	三〇	〃	六	二・三	六四、一三三
		変更前	七・五	三	一九	一〇	三〇	〃	六	二・三
〃	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、九五〇
		変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「六一八」、「六五」、「六六」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する圧延施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設、同表第六十六号の電気めつき施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

No. 1 排水口	排水口		項目		中和・凝集沈殿処理施設		還元処理施設		"		加圧浮上処理施設									
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前								
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前								
	"	七・五	通	水素イオン濃度 (水素指数)	"	七・五	"	六	"	"	"	三	"	"	"	"	"	"		
	"	九・五	大	化学的酸素要求量 (mg/l)	"	九・五	"	一〇・五	"	"	"	三・八	"	二・三	"	"	"	"		
	"	一三	最	浮遊汚染物質 (mg/l)	"	一三	"	二〇	"	"	"	一五	"	三七	七三	七四	一九	一八		
	"	一九	大	室	"	一九	"	三〇	"	"	"	二三	"	五六	"	二〇	二八	二七		
	"	一〇	最	値	"	一〇	"	一〇六	"	二〇	"	二三	"	一八	"	一八七	"	五		
	"	三〇	大	値	"	三〇	"	二〇六	"	五一	"	五六	"	三四	"	三四一	"	一〇		
	"	五	大	値	"	五	"	三九	"	"	"	検出せず	"	二〇	"	四三	"	四		
	"	三・九	最	値	"	"	"	三・九	"	"	"	五・九	"	"	"	検出せず	"	"		
	"	六	大	値	"	"	"	六	"	"	"	九・四	"	"	"	検出せず	"	"		
	"	二・三	最	値	"	"	"	四・一	"	"	"	六・二	"	"	"	七・七	"	"		
	"	五・二	大	値	"	五・二	"	九・二	"	"	"	一〇・二	"	"	"	九・八	"	"		
	六四、六七八	六四、一三三	通	排水の一日当たりの量 (m ³)	六四、六七八	六四、一三三	六四、六七八	六四、一三三	三七、八九六	三七、四五一	三七、八九六	三七、四五一	三七、四五一	八、〇一五	八、〇一〇	八、〇一五	八、〇一〇	二八、八〇〇	二八、七〇〇	二八、八〇〇
	七六、六二三	七五、七八八	最	排水の一日当たりの量 (m ³)	七六、六二三	七五、七八八	七六、六二三	七五、七八八	四四、四七七	四三、七八二	四四、四七七	四三、七八二	四三、七八二	九、七四〇	九、七三〇	九、七四〇	九、七三〇	三三、六八〇	三三、五五〇	三三、六八〇

No. 3 排 水 口		No. 2 排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"
"	"	"	八七
"	"	"	一
"	"	"	二
"	"	"	二
"	"	"	五
"	"	"	検出せず
"	"	"	検出せず
"	"	"	検出せず
"	"	"	検出せず
"	"	"	検出せず
"	"	"	検出せず
"	"	一、〇〇〇	〇
"	"	一、五〇〇	一、〇〇〇

四

山口県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保
安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十八年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字椿東字大渡七二七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林部林
政課に備え置いて縦覧に供する。）



（四六〇）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成
十八年四月十一日山口県公告（二二〇）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口
市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年八月二十九日から同年九月二十九日までの間、山口県商工労
働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）デオデオ新山口店

所在地 山口市平井九〇

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

（四六一）大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により、平成
十八年四月十一日山口県公告（二二〇）に係る大規模小売店舗について次のとおり意見
書の提出がありました。

当該意見書は、平成十八年八月二十九日から同年九月二十九日までの間、山口県商工
労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）デオデオ新山口店

所在地 山口市平井九〇

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(四六二) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)(第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成十八年八月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)(別表第十一に掲げる免許職種)

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成十八年十一月十四日(火曜日)午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成十八年九月二十九日(金曜日)から同年十月十三日(金曜日)まで(郵送の場合、十月十三日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成十八年十二月一日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験」と朱書き、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三―三三三四)にすること。

平成十八年八月二十九日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定價一箇月 金二千七百円(送料共)